



私たちの声で国が動く

再エネ賦課金の減免要件緩和に一步前進

皆さん、ご安全に！村田享子です。国会が開幕してから早2か月余りとなりました。今回、3回の国会質問について報告します。

◎今回の見出し

- 3月21日 参議院消費者問題特別委員会 脱毛エストラブル 国の前向きな対応を求める..... P1
- 3月22日 参議院経済産業委員会 JAM組合員の声で、賃上げ促進税制のチラシが変わる..... P2
- 4月2日 参議院経済産業委員会 JAM組合員の声で、再エネ賦課金の減免要件の緩和が前進 P5
- 3つの質問動画 QR コード・郡山りょうさんとお会いしました P6

脱毛エストラブル 国の前向きな対応を求める

3月21日(木)の、消費者問題に関する特別委員会にて、「脱毛エステ」について大きく4点質問しました。

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
1. 脱毛トラブルに対する国の取り組み	○脱毛トラブルについての相談件数直近2年間で3倍(4千➡1万1千件)に増加している。 ○脱毛サロンで一生通い放題という契約をしたが、予約がとりづらい、倒産してしまい返金されない、等の相談を受けている。 ○脱毛トラブルに対して、エステ業界を所管する経済産業省としてどのような取り組みを行っているのか。	山影政府参考人 経済産業省	経済産業省の対応 ○ヘルスケアサービスガイドラインを策定している。 ○エステ業界でも自主的なガイドラインづくりや認証制度の整備をしている。
2. 「有償+無償」という契約スキームについて	○「3年間通い放題」という契約を結んだ人が、1年経過後に解約を申し込んだ場合、残り2年分の代金が戻ってくると思っていたのにまったく戻って来ないケースがある。 ○理由は、最初の1年分は有償で、残り2年分は無償だからである。 ○「有償+無償」という契約スキームは、脱法行為ではないのか。	藤本政府参考人 消費者庁	消費者庁の対応 ○有償サービスに無償サービスを付して契約した場合は、清算金は無償部分には発生しない。 ○しかし、コストが全くかかっていないとは考えにくいため、事業者側が清算方法の立証責任を負う。 ○施術内容や契約内容について、消費者に対して理解できるまでしっかりと説明を受けるように注意喚起をしている。
3. 子供向け美容脱毛について	○近年、脱毛サロンに男性や子どもも通っている。 ○「キッズ脱毛」をメニューにしているあるエステ会社では、新規顧客の3割が「キッズ脱毛」利用者である。 ○子どもの成長や健康を考えると、いつから脱毛を始めるか、国としてガイドラインを示すべきである。	自見消費者大臣	消費者庁の対応 ○美容脱毛における、2019年度以降の18歳未満者の危害情報が13件寄せられている。 ○美容脱毛の開始年齢に関する指針の是非については回答なし。 ○事故が急増した場合は、関係省庁と連携し、迅速な対応を行う。

4.トラブル解消に向けた消費者庁の取り組み	○被害は少ないとの答弁だったが、それを未然に防止していくのも消費者庁の役割ではないのか。 ○若者が脱毛サロンでトラブルに合わないようするための、消費者庁の取り組みを教えて欲しい。		消費者庁&国民生活センターの対応 ○脱毛エステや美容医療サービスについて消費者庁公式LINE、若者ナビ！も活用しながら施術が必要かどうか確認する。 ○慎重に契約するなどの注意喚起を行う。 ○トラブルになったときは消費者ホットライン188(いやや)への相談を呼びかけている。
-----------------------	--	--	---

【質疑を終えて】

今回の質問は、国会見学に来られた、ある若い女性の方から「自分が通っていた脱毛エステサロンが倒産し、サービスが受けられず、返金もされず困っている」というご相談があったことがきっかけでした。脱毛エステについて調べてみると、「脱毛したい！」という若い方が高額のお金を支払って、契約をしたのに、脱毛エステのトラブ

ルに巻き込まれてしまった…こうした事態が全国で急増していました。国の答弁は「被害がでてから対策を講じます」という趣旨のものでしたが、やはり、未然に被害を防止することが重要だと考えます。引き続き、訴えていきます。

JAM組合員の声で、賃上げ促進税制のチラシが変わる。

3月 22日(金)の、経済産業委員会にて、予算委員会より委嘱された新年度予算案に関し、大きく4点質問しました。

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
1. 賃上げ促進税制について JAM新潟 JAM山陰 組合員の声	○賃上げ促進税制の必須要件で、大手と中堅企業では、継続雇用者の賃上げを対象としている。 ○なぜ中小企業向けの要件は全雇用者を対象としているのか。 ○60歳以上の再雇用者は継続雇用者に含むのか。 ○政府は、中小企業向けの制度で、全雇用者にした理由を雇用の増加のためと説明している。 ○だが中小企業の現場では、人を増やすどころか、辞めるのを引き留めるのに困っている。 ○中小企業でも、継続雇用者を対象とすることで、賃上げ促進税制を使いやすくしてほしい。 ○賃上げ促進税制で、中小企業も大手・中堅向けの税制が使えるとのことだが、パンフレットからはわからない。	山本政府参考人 菊川政府参考人 経済産業省 山本政府参考人 経済産業省 斎藤 経済産業大臣	○中小企業が雇用を維持し、増やすためのインセンティブを付与するためである。 ○中小企業の事務手続きの煩雑さを解消するためである。 ○60歳以上の再雇用者は継続雇用者に該当しない。 ○中小企業の厳しい実態は承知している。 ○中小企業において、全雇用者の1.5%の賃上げを満たせない場合の対応を説明する。 ○継続雇用者の3%以上の賃上げを満たすのであれば、中小企業であっても、大手・中堅企業向けの税制を適用することが出来る。 ○センスが悪いと思うので、改善したい。 ➡<u>チラシのデザインが変わりました。</u>
2. 地方の厳しい実態と1回きりの価格上乗せについて JAM北関東 JAM山陰	○島根県はじめ地方の中小企業では、価格転嫁の交渉がされるようになった。だが、価格転嫁は出来ていない。 ○春闘でも厳しい回答が出るかもしれないという不満の声が多くある。 ○最近増加している事例として、価格転嫁	斎藤 経済産業大臣	○製品の取引価格そのものを見直す方法や、物流業界のように上乗せ金の支払いで都度対応する等の方法があり、実情に応じてそれぞれに合理性があると考える。 ○発注者、受注者双方が十分な交渉を

組合員の声	<p>は出来ないが1回きりの上乗せなら応じる事例が増えている。</p> <p>○これでは、受注者側では利益の確保が出来ない。政府として、1回きりの上乗せではダメだと言うべきである。</p>		<p>していただき、サプライチェーン全体で公平に分担していくことが基本となる。それを後押しする環境づくりを行う。</p>
<p>3. 医療機器業界における価格転嫁について 医療関連の組合員の声</p>	<p>○医療機器メーカーが、製薬会社に労務費の価格転嫁を求めたところ、公定価格である薬価の引き下げにより原資がないため価格転嫁を拒否された。</p> <p>○厚生労働省は、薬価の改定にあたり価格転嫁を意識したのか。次の改定の際に、医薬品関連業界の声を聞いて欲しい。</p> <p>○薬価をはじめとした、公定価格の分野でも価格転嫁が進むように、経済産業省としても他省庁と連携して欲しい。</p> <p>○価格転嫁を主管する中小企業庁や公正取引委員会から講師に来てもらうなど、労働組合も政府の方針を学んでいる。</p> <p>○政府の定める価格交渉促進月間は、3月と9月である。春闘を意識すると、前倒しも検討すべきではないか。</p>	<p>須田政府参考人 厚生労働省</p> <p>斎藤 経済産業大臣</p>	<p>○薬価の改定においては、製造価格も反映して適切に対応している。</p> <p>○経済産業省では、薬等の公定価格がある製品で、サプライチェーンを支える下請中小企業が取引価格を据え置かれていることは、下請Gメンのヒアリング調査等で把握をしている。</p> <p>○取引情報は、業種別に取りまとめ、改善すべき取引慣行として公表している。</p> <p>○厚生労働省はじめ関係省庁には、情報活用を働きかけていきたい。</p> <p>○発注者と受注者の調達価格は例年4月または10月から改定されることが比較的多いため、それぞれ前の月にある3月、9月を価格交渉促進月間に設定している。</p> <p>○春闘に間に合う時期に労務費の交渉、転嫁が必要との考えも理解するが、原材料費やエネルギー費の市場価格の変動は事前に見込み難しい場合もある。</p> <p>○価格交渉促進月間や企業間の定例的な交渉の時期かどうかにかかわらず、その都度十分な交渉と必要な転嫁が行われることが大事である。</p> <p>○今後とも、労働組合での説明会も含め、企業関係者とも広く連携しながら、賃上げの鍵となる価格転嫁が徹底されるよう、粘り強く取り組んでいきたい。</p>
<p>4. 通勤手当の非課税限度額 JAM組合員の声</p>	<p>○ガソリン代が高騰していくなかで、通勤手当の非課税限度額の引き上げを行うべきである。</p> <p>○民間企業は政府の非課税限度額を見ながら、通勤手当の引き上げを行っている。</p>	<p>中村政府参考人 経済産業省</p>	<p>○客観的な基準がなければ、非課税限度額を決めることができない。</p> <p>○政府は、民間の支給実態を考慮した国家公務員の通勤手当を基準に非課税限度額を決めている。</p> <p>○いまのところ、民間が通勤手当を引き上げる動きがないので、まずは従来のガソリン価格高騰に対する激変緩和事業で対応している。</p>

	<p>○国は、民間の通勤手当を参考にしており、民間は政府の非課税限度額を参考にしており、堂々巡りである。</p> <p>○通勤手当の非課税限度額の引き上げを含め、原油元売り会社へのガソリン補助金のあり方を検討して欲しい。</p>	<p>齋藤 経済産業 大臣</p>	<p>○通勤手当の非課税限度額についての答弁は差し控える。</p> <p>○燃料油価格の激変緩和事業については、一時的な措置である</p>
--	--	---------------------------	---

【予算の委嘱とは】

「委嘱審査」とは、参議院予算委員会で総予算を審議する際に、所管する部分の総予算の審査を「他の常任委員会と特別委員会に対して委嘱する」参議院独自の制度です。審議をするのは総予算だけで補正予算や暫定予算は対象とはなりません。委嘱を受けた委員会や特別

委員会で行われた審査の概要は、当日中にまとめられて、翌日の予算委員会で報告をされます。ちなみに衆議院の場合は、予算委員会を8つの分科会に分けて次年度総予算に関する審査が行われます。

【賃上げ促進税制とは】

企業に対し、従業員の賃金引き上げを奨励するために、税制上の優遇措置を講じている制度です。平成25年に創設されて以降、これまで数度改正されており、新

制度は令和6年度から令和9年度までの各事業年度が適用対象となります。

【質疑を終えて】

今回の質疑は、どの質問も、労働組合の皆さんから頂いた声をもとに行いました。賃上げ促進税制のパンフレットが、どう変わるのか注視していきます。また、価格転

嫁、通勤手当の非課税限度額については、引き続き、政府に訴えていかねば！と思っています

【チラシの内容が変わりました】

3月22日経済産業委員会で中小企業庁作成の賃上げ促進税制ビラが分かりづらいと指摘をしたところ、齋藤大臣からも「(ビラの)センスがない」との答弁があり、早速、修正されました！「大企業向け」となっていた要件

が、実は、中小企業を含めた「全企業向け」に適用できることが分かるようになっていました。交渉中の組合は、こちらを参考にさせていただきながら賃上げアップを実現してください！

賃上げに取り組む経営者の皆様へ
～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除^{※1}

【中小企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除^{※1}

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件 (賃上げ要件)	上乗せ要件 ¹⁾ 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件 ²⁾ (新設) 子育てとの両立・女性活躍支援 ^{※3}
大企業向け 継続雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +5% (新設) 20% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみ 〇 プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中堅企業向け (新設) 継続雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみ 〇 えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中小企業向け 全雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +1.5% 15% +2.5% 30%	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ	くるみ以上 〇 えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能^{※6}** (新設)

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除^{※1}

【中小企業】全雇用の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除^{※1}

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件 (賃上げ要件)	上乗せ要件 ¹⁾ 教育訓練費 ^{※2}	上乗せ要件 ²⁾ (新設) 子育てとの両立・女性活躍支援 ^{※3}
全企業向け 継続雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +5% (新設) 20% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみ 〇 プラチナえるぼし ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中堅企業向け (新設) 継続雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +3% 10% +4% 15% +7% (新設) 25%	前年度比+10% ⇒ 税額控除率を5%上乗せ	プラチナくるみ 〇 えるぼし三段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ
中小企業向け 全雇用の給与等支給額 (前年度比) 税額控除率 ^{※1} +1.5% 15% +2.5% 30%	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ	くるみ以上 〇 えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能^{※6}** (新設)
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

3月22日の質問以前のチラシ

JAM組合員の声で、再エネ賦課金の減免要件の緩和が前進

4月2日(火)の経済産業委員会にて、齋藤経済産業大臣の所信表明演説に関し、大きく3点質問をしました。

当選時からずっと訴えてきた再エネ賦課金の「減免認定の要件緩和」が一步前進しました！

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
1. 日本のエネルギー政策	○エネルギー価格の激変緩和措置について、電気代、ガス代への補助は5月末で終了する。 ○ガソリンは、一定期間延長することだが、いつまで実施するのか。	齋藤 経済産業 大臣	○ガソリン価格の補助金は、一定程度延長する。 ○LNG や石炭の輸入価格がロシアによるウクライナ侵攻前までの水準に戻っている 電気代、ガス代への補助は5月の間は大幅縮小する。5月末完全終了予定である。
	○産業界の現場の声として、日本は海外に比べて電気料金が高いとの声がある。 ○産業競争力を考えるうえで、日本の産業向けの電気料金はどう考えているのか。	久米政府 参考人 経済産業 省	○日本より電気料金単価が安い国 アメリカ、フランス、韓国 ○日本より電気料金単価が高い国 イギリス、ドイツ、中国
		齋藤 経済産業 大臣	○化石燃料への過度の依存を脱却し、徹底した省エネを推進する。 ○再生可能エネルギーの利用促進による、脱炭素電源を増やす取り組みも推進する。
2. 再エネ賦課金の減免認定の要件緩和 JAM 新潟組合員の声	○再生可能エネルギーの利用促進のために、再エネ賦課金がある。電力多消費産業には減免措置がある。 ○原材料価格や人件費の価格転嫁を推進し、売り上げを確保したことで、減免措置の対象外となることへの不安の声が届いている。減免措置の要件にある売上高を変えるべきである。 ○再エネ特措法では、原材料の原単位の平均8倍を超える事業としているが、製造業の原単位の平均はエネルギー消費統計に基づき0.7と告示で決まっている。		
	○最新のエネルギー消費統計の製造業の原単位の平均は？	井上政府 参考人 経済産業 省	○これまでの計算式だと、0.65 である。
	○0.7 の数字は、2012 年以來変わっていない。0.65 に平均を引き下げること で、これまで減免を受けてきた皆さんが引き続き対象になるようにしてほしい。 ○来年度の減免は今年 11 月までに申請を行うこととなっている。速やかな検討をお願いする。	齋藤 経済産業 大臣	○来年度以降の減免制度の対象については、制度趣旨や先週公表されたエネルギー消費統計の結果を踏まえた製造業の原単位の平均や、企業の予見可能性などを考慮し、 <u>今後、関係審議会でも議論していただきながら検討</u> していきたい。 ➡ <u>減免要件緩和に向けて前進</u>
3. 太陽光発電施設の火災	○太陽光発電施設の火災について、ガイドラインの策定と周知はしているのか。 ○太陽光発電施設の廃棄等の費用の積み立てが始まっているが、火災発生時は制度を活用できるのか。 ○太陽光発電における、火災保険、地震	鈴木政府 参考人 消防庁	○太陽光発電は、火災による炎の光でも発電を継続する特性がある。感電事故に留意しながら消防活動を行うことが重要である。消防庁としては、安全管理マニュアルあるいは通知を通じて周知を図ってきた。 ○廃棄が適切に実施されることを前提に、

	<p>保険の加入状況はどのくらいか。</p>	<p>積立金を活用することは可能である。 ○昨年行ったアンケート調査に回答した事業者の98%が火災保険に加入している。地震保険については、多くの事業者が加入していない。</p>
	<p>○太陽光設備をめぐり、市町村の4割でトラブルが発生している調査がある。大臣の見解はいかがか。</p>	<p>齋藤 経済産業大臣</p> <p>○昨年3月に施行した改正電気事業法で、小規模な太陽光発電設備においても技術基準への適合を義務化し、火災対策を求めてきた。 ○再エネ特措法でも、FIT、FIPの認定要件に住民説明会の実施を要件とした。関連法令に違法する事業者には、FIT、FIP交付金を一時停止とする。 ○全国の太陽光発電所への立入検査等を実施するなどの適切な対応を行う。</p>

3質問の動画はこちら

		
<p>4/2 経済産業委員会</p>	<p>3/22 経済産業委員会</p>	<p>3/21 消費者問題に関する特別委員会</p>

郡山りょうさんとお会いしました



左の写真は、4月4日に開催された基幹労連神奈川県本部扇島地・京浜・横浜地区、JAM神奈川合同「郡山りょう」と語る会での写真です。

右の写真は、4月5日の基幹労連神奈川県相模原地区・湘南地区、JAM神奈川合同「郡山りょう」を語る会での写真です。

私村田享子は、郡山りょうさんの必勝に向けて、全力で取り組みます。

【発行元】村田享子事務所・JAM 政治センター
TEL:03-3451-2451

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1
公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>